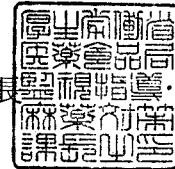




薬食監麻発 0120 第 1 号
平成 22 年 1 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成 22 年厚生労働省告示第 19 号により、薬事法第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和 38 年厚生省告示第 279 号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺憾なきを期されたい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、社団法人細菌製剤協会理事長及び社団法人日本血液製剤協会理事長宛に当該通知の写しを送付したことを申し添える。

記

1. 改正要旨

乳濁 A 型インフルエンザ HA ワクチン（H1N1 株）及び乳濁細胞培養 A 型インフルエンザ HA ワクチン（H1N1 株）について、手数料、検定基準及び試験品の数量が改正されたこと。

2. 適用時期

公布日（平成 22 年 1 月 20 日）

出局方大 張草法津 所津務地	局方大 法津務地	出局方静 張磐法岡 所田務地	所宮局方靜 出富法岡 張土務地	出局方靜 張熱法岡 所海務地	出局方靜 張燒法岡 所津務地	出局方靜 張島法岡 所田務地	出局方靜 張藤法岡 所枝務地	出局方靜 張清法岡 所水務地	支局方靜 局袋法岡 井務地	支局方靜 局掛法岡 川務地	支局方靜 局浜法岡 松務地
----------------------	-------------	----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	---------------------	---------------------

平成二十二年一月八日

氏名	レン・マツナガ	支局方大津地 局長法務地	所江局方大津地 出張近務地	支局方大津地 彦根務地	支局方静岡地 甲賀務地	支局方大津地 高島務地	出局方大津地 張所務地	出局方大津地 守山務地
生年月日	千九百五十九年 四月一日	平成二十二年 一月二十日	平成二十二年 一月二十日	平成二十二年 一月二十日	平成二十二年 一月二十日	平成二十二年 一月二十日	平成二十二年 一月二十日	平成二十二年 一月二十日
国籍	アメリカ合衆国 国籍	支局方大津地 浜松務地	所江局方大津地 張近務地	支局方大津地 根付務地	支局方静岡地 賀茂務地	支局方大津地 高島務地	出局方大津地 張所務地	出局方大津地 守山務地
○法務省告示第二十三号	○法務省告示第二十二号	この告示は、平成二十二年 一月二十日 する。	附則	支局方大津地 浜松務地	所江局方大津地 張近務地	支局方大津地 根付務地	支局方静岡地 賀茂務地	出局方大津地 張所務地
別措置法(昭和六十一年法) の規定に基づき、次の者に ニヨーヨーク州を原資格国と する資格を承認した。	別措置法(昭和六十一 年法) の規定に基づき、次の者に ニヨーヨーク州を原資格国と する資格を承認した。	支局方大津地 浜松務地	所江局方大津地 張近務地	支局方大津地 根付務地	支局方静岡地 賀茂務地	支局方大津地 高島務地	出局方大津地 張所務地	出局方大津地 守山務地
別措置法(昭和六十一 年法) の規定に基づき、次の者に ニヨーヨーク州を原資格国と する資格を承認した。	別措置法(昭和六十一 年法) の規定に基づき、次の者に ニヨーヨーク州を原資格国と する資格を承認した。	支局方大津地 浜松務地	所江局方大津地 張近務地	支局方大津地 根付務地	支局方静岡地 賀茂務地	支局方大津地 高島務地	出局方大津地 張所務地	出局方大津地 守山務地

氏名 ウェイン・
生年月日 千九百五十
国籍 籍 アメリカ合
國務省告示第二十四
○ 外国弁護士による法
別措置法(昭和六十一
の規定に基づき、次の
ニヨーヨーク州を原資
士となる資格を承認し
平成二十二年一月二

号
タイチ・アレキサンダー
四年九月二十日
衆国
法律事務の取扱いに関する
年法律第六十六号(第七
者に対し、アメリカ合衆
格国として外国法事務弁
た。
十日 法務大臣 千葉 景子
・リー・コナー
四年五月七日
衆国
号
法律事務の取扱いに関する
年法律第六十六号(第十一
き、次の者に対し、次の
した。
十日 法務大臣 千葉 景子
合衆国ニユーヨーク州
ン・リー・コナー
十四年五月七日
國法
法律事務の取扱いに関する
第一項第一号によるもの
リフォルニア州において
た法
号
法律事務の取扱いに関する
年法律第六十六号(第七
者に対し、アメリカ合衆
資格国として外国法事務
した。
十日 法務大臣 千葉 景子
九号
年法律第一百四十五号)第
び第六十条並びに薬事法
き、薬事法第四十三条第
等(昭和三十八年厚生省
た。

特 条 国 立 と 六 特 条 国 立		氏 名 早川真人	
特 条 国 立 と 六 特 条 国 立		生年月日 千九百七 国 籍 日本国	
○法務省告示第二十 外國弁護士による 別措置法(昭和六十 の規定に基づき、次 イリノイ州を原資格 なる資格を承認した 平成二十二年一月	氏 名 ケイト・ 生年月日 千九百七 国 籍 アメリカ	○文部科学省告示第 教科書の定備認可 示第四号)の一部を 平成二十二年一月	姓 名 生年月日 国 籍
別表を次のように (別表については省 育局教科書課におい てこの告示は、平 成元年文部省告示 教科書で平成十一 による改正前の教科 成元年文部省告示 に掲げる区分に從 定価について認可 おりとする。 (附則第二項の表に 初等中等教育局教科	1 2	1 2	1 2
四十三条第一項、薬事法 施行規則(昭和三十六年 一項の規定に基づき検定	この告示は、平 成元年文部省告示 教科書で平成十一 による改正前の教科 成元年文部省告示 に掲げる区分に從 定価について認可 おりとする。	この告示は、平 成元年文部省告示 教科書で平成十一 による改正前の教科 成元年文部省告示 に掲げる区分に從 定価について認可 おりとする。	この告示は、平 成元年文部省告示 教科書で平成十一 による改正前の教科 成元年文部省告示 に掲げる区分に從 定価について認可 おりとする。

十三年十二月十日

十三年十一月十日
七号
法律事務の取扱いに関する特
一年法律第六十六号) 第七条
の者に対し、アメリカ合衆国
国として外国法事務弁護士と
。
二十日
法務大臣 千葉 景子
ウンジュ・キム
十五年三月二十二日
合衆国
七号
基準 (昭和五十五年文部省生
次のように改正する。
三十日
文部科学大臣 川端 達夫
改める。
略し、文部科学省初等中等教
て縦覧に供する。)
成二十二年度以降の使用に係
する。
以降の使用に係る高等学校用
年文部省告示第百五十五号に
用図書検定申請受理種目(平
第八十九号)の高等学校の半
つて検定申請のあつたもの
の基準となる最高額は次のと
ついては省略し、文部科学省
書課において縦覧に供する。
施行令 (昭和三十六年政令第
厚生省令第一号) 第百九十九
を要するものとして厚生労働
一部を次のように改正する。

乳濁A型インフルエンザH1N1ウツチン (H1N1株)	1 専用混和液が同一の製造番号のもので構成されるとき。 2 専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき。	1 専用混和液が同一の製造番号のもので構成されるとき。 2 専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき。 抗原製剤13本及び専用混和液9本
乳濁細胞培養A型インフルエンザH1N1ウツチン (H1N1株)	410,000円 内容量が6mLであるとき。 13本	606,800円 抗原製剤16本及び製造番号ごとに専用混和液9本

これらの出雲井希乳液の標示説明文は、(主に)「(主に)」の部分が記載されています。

乳濁A型インフルエンザH1N1ウツチン (H1N1株)
次の1から4までに規定する試験法によるものとする。ただし、本剤は、抗原製剤と専用混和液で構成されるものであり、1に規定する試験法においては専用混和液を、2及び4に規定する試験法においては抗原製剤を、3に規定する試験法においては抗原製剤及び専用混和液を混ぜたものを、それぞれ検体として用いて試験を行うものとする。

1 α-トコフェロール及びスクワレン含量試験
α-トコフェロール及びスクワレンの適当量を採り、2-ブロノールを加え、必要なならばクロロホルムを加えて、3つ以上の異なる濃度の標準希乳液を作る。

検体の適当量を採り、検体の濃度が標準希乳液の最高濃度から最低濃度までの範囲内となるよう適当量の2-ブロノールを加え、必要に応じてクロロホルムを加えて試料溶液を作る。試料溶液及び標準希乳液の一定量を採り、日本薬局方(平成十八年厚生労働省告示第二百八十五号)一般試験法の液体クロマトグラフ法を準用して次の条件で試験を行うとき、各々の溶出時間は、α-トコフェロール又はスクワレン溶液の溶出時間と比較して、その±5%の範囲内でなければならない。標準希乳液のピーカ面積から得られた検量線を用いて試料溶液中のα-トコフェロール及びスクワレン濃度を求めたとき、α-トコフェロールの検体1mL中の含量は42.6~54.1mgに、スクワレンの検体1mL中の含量は39.0~48.4mgに、それそれならなければならない。

α-トコフェロール又はスクワレンのピーカは、それ以外の物質のピーカと完全に分離しなければならない。また、標準希乳液のピーカ面積から得られた検量線の相関係数は、0.990以上でなければならない。

吸光度については、紫外可視吸光度計を検出器として用い、205nm付近の適当な波長により測定する。その際、カラムは、粒子径5μmの液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲルを充填した適当な内径と長さのものを用い、かつ、必要に応じて適当なガードカラムを用いる。また、カラム温度、移動相及び流量は、用いるカラムを考慮して適当な条件を選ぶ。

2 ホルムアルデヒド含量試験
微量性下でのアセチルアセトン及びアンモニアとの反応により生じる3,5-ジアセチル-1,4-ジヒドロチジンの発色度によって、検体中のホルムアルデヒドを測定する。

ホルムアルデヒド溶液を水で正確に薄めることにより、3つ以上の異なる濃度の標準希乳液を作成する。検体は、標準希乳液の最高濃度から最低濃度までの範囲内となるように水で正確に薄めることにより、試料溶液とする。

試料溶液及び標準希乳液を1mLずつ正確に採り、それぞれにメタノール3mL及びアセチルアセトン溶液4mLを正確に加えたものを58℃で5分間加温する。冷却後、これらの液がある場合は、これらの液を140g以上で0分間遠心分離した上澄液について、分光光度計を用いて波長412nmの吸光度を測定する。標準希乳液の測定結果から得られる検量線により試料溶液中のホルムアルデヒド濃度を求めるとき、ホルムアルデヒドの検体1mL中の含量は、50μg以下でなければならない。

また、水について同様の操作により吸光度を測定し、補正に用いる。

3 異常毒性否定試験

3.1 動物

体重300~400gのHartley種のモルモット(この目及び次目において「モルモット」という)を用いる。モルモットは、使用前5日間以上観察して、異常を示さず、かつ、その体重が順調に増加したことを見認めたものでなければならない。

3.2 検体の量

検体の量は、モルモット1匹当たり0.5mLとする。ただし、ここで用いる検体は、抗原製剤及び専用混和液を同量ずつ混ぜたものとする。

3.3 操作

モルモットは1群2匹を用いる。検体を1回腹腔内に接種し、モルモットの健康状態を7日間観察する。この間、モルモットの行動や様子に異常を認めたときは、記録するものとする。

3.4 判定

観察期間中にいずれのモルモットも異常を示さない場合、この試験に適合したものとする。モルモットが死亡又は異常を示した場合、この試験に不適合であるものとする。1匹のモルモットが死んだり又は異常を示した場合、モルモットを4匹用いて再試験を行う。再試験の観察期間中にすべてのモルモットが生存し、かつ、異常を示さないとき、この試験に適合したものとする。

モルモットの体重は、検体接種後7日目において、検体接種時の体重以上でなければならない。

4 力仙試験

4.1 材料

特定量の参照抗インフルエンザH1N1ウツチン(4.2及び次目において「SRDプレート」という)を用いる。当該参照抗インフルエンザH1N1ウツチン(4.2及び次目において「標準抗原」という)又は本剤に含まれるそれぞれのウイルス株に対応するものを用いる。

4.2 試験

検体及び標準抗原は、適当な界面活性剤により前処理を行う。

検体及び標準抗原について、リン酸緩衝液を用いて、それぞれ適当な希乳液を作り、SRDプレート上に調製されたウエルに、検体及び標準抗原の希乳液を適当な一定量ずつ分注する。SRDプレートは、乾燥しないように湿った容器中に入れ、20~25℃で18時間以上置く。その後、SRDプレートを水洗し、乾燥させた後、染色処理をし、染色された拡散円の直径を調べる。

4.3 判定

試験の成績を統計学的に処理して検体中のヘムアグリチニンの濃度(相当値)を求めるとき、1株当たり3.75μg/0.25mL以上でなければならない。

